

## 高齢者住宅改良助成事業

介護を必要とする人が住み慣れた自宅ですぐに生活できるように、介護保険の給付を超える大規模な住宅改修をした場合、介護保険の給付を超える部分については町の補助を受けることができます。

### 高齢者住宅改良助成事業を利用できる方

介護保険の要介護認定で要支援1・2もしくは要介護1～5のいずれかに認定された方で、市町村民税非課税世帯の方

### 対象となる住宅改修の種類

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他、①～⑤の改修に付帯して必要となる工事



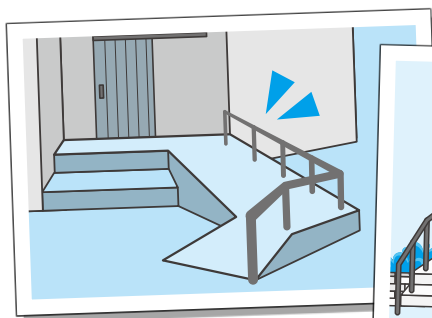
### 補助金の交付額

介護保険の給付を超える部分について**最大80万円**が補助対象基準額となり、そのうち3分の2が補助されます。

※交付は、現在の住まいについて、原則1回限りです。

### その他

工事着手前に申請が必要です。  
申請は随時受け付けています（予算が無くなり次第、終了）。



**問い合わせ先** 健康対策課 生活相談室 TEL 0859-68-5535

### 支給額

月額**7,000円**（引換券を交付します。）

### 引き換えのできる介護用品

大人用紙おむつ、尿取りパット、使い捨て介護用手袋、清拭材、ドライシャンプーなど

### 対象者

次の条件で全てを満たしている方を介護している家族の方

- ・要介護認定において要介護4または5と判定された方
- ・在宅で介護を受けている方
- ・市町村民税が非課税世帯の方

※介護している別居の家族も支給対象者になることができますが、その世帯も市町村民税非課税の場合に限ります。

※要介護者が介護保険施設に入所または医療機関に入院されている場合は、対象となりません。

**問い合わせ先** 健康対策課 生活相談室 TEL 0859-68-5535

## 家族介護用品購入費を

## 助成します

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えのできる引換券を交付します。